

学校法人二戸学園役員の報酬等の支給の基準及び評議員の手当等に関する規程

(令和2年3月18日制定)

(令和4年3月24日改定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人二戸学園（以下「法人」という。）の寄附行為第38条に規定する役員の報酬等の支給の基準、及び評議員の手当等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に規定するところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、前号に規定する者以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、常勤職員としての本法人の給与規程に基づくものは含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、報酬等を支給するものとする。

- 2 報酬等の支給期間は、役員の就任の月から退任、又は解任された月までとする。
- 3 報酬等は、岩手保健医療大学長、岩手保健医療大学看護学部長及び岩手保健医療大学附属幼稚園長には支給しない。

(報酬等の額の算出方法等)

第4条 常勤の役員に対する報酬月額は、別表第一に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬月額は、別表第二に定める額とする。
- 3 非常勤の監事に対する報酬等は、前項に規定にする報酬月額のほか、監事監査その他の理事会及び評議員会以外の会議への出席など法人運営のための職務執行の対価として、その都度に50,000円を支給する。
- 4 常勤の役員の報酬月額は、原則として、毎月25日に支給する。
- 5 非常勤の役員の報酬月額は、原則として、4月25日及び10月25日に、それぞれ六月分を支給する。

(退職金)

第4条の2 役員には退職金を支給しない。

(役員の費用)

第5条 役員の費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 法人の用務で出張した場合は、本法人旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- (2) 非常勤の役員の法人運営のための職務遂行に係る旅費は、実費相当額を支給する。
- (3) 前各項に規定するもののほか、職務執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに役員に就任した者は、その日から報酬等を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬月額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(評議員の手当及び費用の支給)

第7条 評議員には、評議員会への出席など法人運営のための職務執行の対価として、その都度に10,000円を支給する。

2 評議員の費用の額は、次のとおりとする。

(1) 評議員の評議員会への出席など法人運営のための職務執行に係る旅費は、実費相当額を支給する。

(2) 前項に規定するもののほか、職務執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、理事を兼ねる評議員及び常勤職員として本法人の給与規程に基づき給与を支給される評議員には適用しない。

(経理の単位)

第8条 役員及び評議員の報酬等の支給は、本法人本部にかかる予算から支出するものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法（昭和24年法律第270号）第63条の2第4号に規定する報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

1. この規程は、令和2年3月18日から施行する。

2. この規程の施行に伴い、平成30年3月20日制定の「学校法人二戸学園役員及び評議員の報酬等規程」は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年3月24日から施行する。

別表第一

常勤の役員の報酬月額は、「国家公務員指定職俸給表」中の「1号俸」の俸給額と同額を、常勤の役員の報酬月額の上限として定めるものとする。

役 員	報 酬 月 額
常勤の役員	月 額 706,000 円

別表第二

役 員	報 酬 月 額
非常勤の役員（理事）	月 額 10,000 円
非常勤の役員（監事）	月 額 10,000 円